

令和 2 年度諮問第 1 号

令和 2 年度答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

川越市長が令和 2 年 2 月 27 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った戸籍の附票の写しの不交付処分について審査請求人が同年 5 月 19 日付けで提起した審査請求（令和 2 年第 1 号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、審査請求人が、令和 2 年 2 月 27 日に川越市長（以下「処分庁」という。）に対して行った審査請求人の子の戸籍の附票の写しの交付請求（以下「本件交付請求」という。）に対する処分庁による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 20 条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項の規定により戸籍の附票の写しを交付しないこととした処分（以下「本件処分」という。）について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為の事実がないにもかかわらずなされたことが違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求める事案である。
- 2 処分に至る経緯（前提事実）
 - (1) 令和元年中に、審査請求人の子（以下「支援措置申出者」という。）は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台

帳の閲覧等」という。)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待(以下これらを「ドメスティック・バイオレンス等」という。)及びこれらに準ずる行為の被害者の保護の措置(以下「支援措置」という。)の実施を求める住民基本台帳事務における支援措置申出書(乙第1号証の1。以下「本件申出書」という。)及び住民基本台帳事務における支援措置変更申出書(乙第1号証の2。以下「本件変更申出書」という。)を、支援措置申出者の住所地を管轄する地方公共団体の長宛に提出した。

- (2) 上記地方公共団体の長は、令和元年中に、支援措置申出者がドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の被害者として保護すべき状況にあることを確認した相談機関の意見を踏まえ、本件申出書が提出された日から1年間の支援措置申出者に対する支援措置の実施を決定した後、支援措置申出者が併せて支援措置の実施を求める川越市長(処分庁)に対し、本件申出書及び本件変更申出書(以下「本件申出書等」という。)の写しを転送した(乙第2号証)。
- (3) 審査請求人は、令和2年2月27日、本件交付請求を行った(法第20条第1項及び第5項において準用する法第12条第2項並びに戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)第1条)。
- (4) 上記(3)の本件交付請求を受けた処分庁職員は、本件交付請求の対象者が支援措置の申出者であること及び本件交付請求の請求者である審査請求人が本件申出書等に加害者として記載されている者であることを確認した。

- (5) そのため処分庁職員は、上記(3)の本件交付請求に対し、支援措置対象者の戸籍の附票であることを理由に本件処分を行った（法第20条第5項において準用する法第12条第6項）。

3 審査請求手続の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年5月19日、本件処分の取消しの裁決を求めて審査請求書を提出した。
- (2) 処分庁は、令和2年6月22日、審理員に対し、弁明書及び乙第1号証の1から乙第3号証までを提出した。
- (3) 審査請求人は、令和2年7月21日、審理員に対し、反論書及びパーソナリティー障害に関する文献の写し（甲第1号証）を提出した。
- (4) 審査請求人は、令和2年9月15日、審理員に対し、主張書面を提出した。
- (5) 審理員は、令和2年10月13日付け、審査庁に審理員意見書を提出した。
- (6) 審査庁は、令和2年10月29日付け、当審査会に諮問した。
- (7) 審査請求人は、令和2年12月22日付け、当審査会に主張書面を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人が支援措置の申出の根拠となるドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為をした事実がないにもかかわらず、処分庁が支援措置として行った本件処分には、違法又

は不当がある。

(2) 主張書面記載の要旨

審査請求人が子の戸籍の附票を交付請求する理由は、精神的に不安定な子の安否確認のためであり、請求の目的が不当であると判断されることは受け入れ難い。

2 処分庁の主張

本件処分は、法及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。乙第3号証。以下「国要領」という。）に則り、支援措置の目的を踏まえて決定したものであり、違法又は不当な点はない。

3 審査庁の判断

審理員意見書と同旨である。

第4 審理員意見書の要旨

< 結論 >

本件審査請求を棄却するのが相当である。

< 理由 >

1 法令等の規定

(1) 住民基本台帳法の規定

- ① 戸籍の附票に記録されている者又はその直系尊属らは、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる（法第20条第1項）。

② 市町村長は、戸籍の附票の写しの交付請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる（法第20条第5項において準用する法第12条第6項）。

(2) 住民基本台帳事務処理要領の規定

① 市町村は、ドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の加害者が、戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、上記(1)②記載の規定に基づき、次の措置等を講ずるものとしている（国要領第5-10）。

② 申出の受け付け

ア 市町村長は、その備える住民基本台帳又はその作成する戸籍の附票に記録されている者で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者から暴力を受けた者）であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの等（以下「支援措置対象被害者」という。）からの支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける（国要領第5-10ア（ア））。

イ 最初に上記アの申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、支援措置の申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める（国要領第5-10ア（ウ））。

ウ 当初受付市町村長は、申出者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、個人番号カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなどの方法により、本人確認を行う（国要領第5-10ア（エ））。

③ 支援の必要性の確認

当初受付市町村長は、支援措置の申出者が支援措置対象被害者に該当し、かつ、当該申出に係るドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の加害者（第4の1(2)において「加害者」という。）が当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない（国要領第5-10イ（ア））。

④ 他の市町村長への転送

支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村長に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、上記②イに基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する（国要領第5-10エ）。

⑤ 他の市町村における支援の必要性の確認

上記④の転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、上記③の例により、支援の必要性を確認する。なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えない（国要領第5－10オ）。

⑥ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、上記③に基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年とする（国要領第5－10カ）。

⑦ 戸籍の附票の写しの交付請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る戸籍の附票（支援対象者に係る部分）の写しの交付について、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合には、不当な目的があるものとして請求を拒否する。ただし、国要領5－10コ（ア）A（C）に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい（国要領5－10コ（イ）（A））。

2 本件処分の違法性・不当性について

(1) 国要領に定める処理基準の適法性及び合理性

- ① 国及び地方公共団体は、配偶者暴力防止法等により、被害者の保護、支援等の責務を負うとされる（配偶者暴力防止法第2条等）。それに関連して、国は、前記1(1)②の法第20条第5項において準用する法第12条第6項に規定する「不当な目的によることが明らかなき」との解釈及び運用につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（以下「技術的助言」という。）として国要領を定め、各都道府県知事宛てに通知している。
- ② 処分庁においては、この国の技術的助言である国要領に従って法の事務を行っているところ、国要領に定められた支援措置制度は、ドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の加害者が住民基本台帳の閲覧等を不当に利用して同行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的としており、処分庁以外の市町村でも同様の制度が実施されているものであり、それ自体、合理的な目的と内容を有するものと解される（東京地方裁判所平成28年3月30日判決参照）。
- ③ 法第20条第5項において準用する法第12条第6項は、戸籍の附票に記載又は記録がされた事項（法第17条）が個人のプライバシーに関わるものであることから、法律上戸籍の附票の写しの交付を請求できる者の利益などと調整を図るための規定であり、同項に規定する「不当な目的」とは、戸籍の附票に記載又は記録がされた事項を知ることについて社会通念上相当と認められる必要性又は合理性がないに

もかかわらず、当該事項の探索等をしようとするのをいうものと解するのが相当であると解される（東京高等裁判所令和元年6月27日判決参照）。

- ④ ドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の被害は、第三者には状況が把握し難い場合があり、その加害者の暴力行為等が程度を増し、その被害が深刻化しやすいものであるとの性質がある。

そこで、戸籍の附票の写しの交付事務を行う市町村が配偶者暴力防止法等に基づきドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の被害者の保護、支援等の責務を負うことを踏まえれば、その被害者から支援措置を求める申出がなされ、その支援の必要性が確認されたものについては、ドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の加害者とされる者がした戸籍の附票の写しの交付請求を、社会通念上相当と認められる必要性又は合理性がないにもかかわらず、戸籍の附票に記載又は記録がされた事項の探索等をしようとするものであることが明らかなものであり、法第20条第5項において準用する法第12条第6項に規定する「不当な目的によることが明らかなとき」に該当するものとして、市町村長が同項の規定により戸籍の附票の写しを交付しない処分を行うこともその裁量権の行使として許容されると解される。

以上の理由から、処分庁が国要領に従って法第20条第5項において準用する法第12条第6項の規定により本件処分を行ったのであれば、その処分に違法及び不当な点はない

というべきである。

(2) 本件処分

① 本件処分の手続について

処分庁が、本件交付請求に係る対象者（支援措置申出者）が国要領第5-10ア（ア）及び（ウ）に該当するものであること及び戸籍の附票の写しの交付について国要領第5-10コ（イ）に係る措置を求めていること並びに支援の必要性の確認を国要領第5-10オの方法により実施していることは、本件交付請求に係る対象者（支援措置申出者）の住所地を管轄する地方公共団体の長から当該対象者に係る支援措置が決定されたことが通知され（乙第2号証）、及び本件申出書等の写しが転送されている（乙第1号証の1及び2）ことから、明らかである。

② 本件処分（支援措置の実施）について

処分庁は、審査請求人が本件申出書等に加害者として記載されている者であること、本件交付請求の目的が支援措置申出者の居場所を探索することであると認められたことから（この点は、審査請求人の反論書からも明らかである。）、国要領5-10コ（イ）（A）のとおり本件交付請求に不当な目的があるものとして、本件交付請求に係る戸籍の附票の写しを交付しないとの決定をしたものであって、その他国要領の手続に反した点も見当たらないことからすれば、本件処分に違法及び不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、自身が支援措置の対象となる行為をした事実

がないのであるから、不当な目的があるとして本件処分をすることは許されないと主張する。

しかしながら、支援の必要性を確認するに当たって、国要領第5-10イ（ア）によると加害者が支援措置の申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについては、警察等の相談機関等から聴取した意見又は裁判所等が発行する書面の提出を求めることにより確認することとされており、処分庁がその前提となるドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の有無を直接判断することとしていない。

また、審査請求手続は、加害者とされる者と被害者とされる者を当事者として対立構造のもとに審理手続を行い、双方の主張立証を尽くさせるものではない。

よって、審査請求人の上記主張について審理手続上判断することはできない。

第5 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和2年10月29日	審査庁から諮問書を受理
令和2年12月22日	審査請求人から主張書面を受理
令和3年3月29日	審議

第6 審査会の判断

- 1 本件処分は、審査請求人が処分庁に対して行った子の戸籍の附票の写しの交付請求について、国要領第5-10及び法第2

0 条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項に該当することを理由に不交付の決定をしたものである。

2 支援措置制度について

住民基本台帳事務における支援措置制度は、ドメスティック・バイオレンス等の加害者が、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として国要領第 5-10 に規定されているものである。具体的には、市町村長は、被害を訴える本人からの申出を受けた場合には、申出者が支援措置対象被害者に該当し、かつ、支援の必要性を警察、配偶者暴力相談センター、児童相談所等の意見を聴取するなどの方法により確認できたときは、本人の住民票の写しや戸籍の附票の写しについて加害者又は第三者からの交付請求を拒否するなどの支援措置を講ずるものとされている。

また、支援の必要性を確認した当初受付市町村長からの転送を受けた他の市町村長は、原則、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えないとされている。

3 本件処分の違法性・不当性について

本件処分に係る支援措置の実施については、本件交付請求に係る対象者が、国要領第 5-10 ア（ア）及び（ウ）に該当するものであること並びに戸籍の附票の写しの交付について国要領第 5-10 コ（イ）に係る措置を求めていること、また、

処分庁が支援の必要性の確認を国要領第5-10オの方法により実施していることは、本件交付請求に係る対象者の住所地を管轄する地方公共団体の長から当該対象者に係る支援措置が決定されたことが通知され（乙第2号証）、及び当該対象者に係る支援措置申出書の写しが転送されていること（乙第1号証の1及び2）から、明らかである。したがって、本件処分は国要領に則り行われたものとして、違法又は不当な点は認められない。

4 不当な目的かどうかについて

審査請求人は加害者である事実はなく、また、本件交付請求の目的についても審査請求人の子の安否確認を行うことであり、不当な目的ではないと主張している。

国要領5-10コ（イ）（A）によれば、市町村長は、支援対象者に係る戸籍の附票（支援対象者に係る部分）の写しの交付について、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合には、不当な目的があるものとして請求を拒否するものとされている。

本件に関しては、審査請求人が本件申出書等に加害者として記載されている者であること、また、本件交付請求の目的が支援措置申出者の居場所を探索することであることが認められており、たとえ審査請求人の本件交付請求の目的が子の安否確認を行うためのものであったとしても、処分庁が国要領5-10コ（イ）（A）のとおり本件交付請求を「不当な目的によることが明らかなき」に該当するものとして本件処分を行ったことは、ドメスティック・バイオレンス等の行為により起こり得

る事件の重大性及び支援措置制度が被害者の生命・身体の保護を図るための施策として合理的な目的と内容を有するものであるとされていることからすると、違法又は不当であるとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、自身が支援措置の対象となる行為をした事実はなく支援措置制度が悪用されていると主張するが、支援措置申出の前提となるドメスティック・バイオレンス等及びこれらに準ずる行為の有無についてを処分庁において直接判断することを制度上要請されているものではなく、また、審査請求制度においても判断することはできないとする審理員の意見は妥当である。

6 本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

7 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はないことが認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 付言

今回の審査請求は、審査請求人が精神的な疾患を抱える子の安否確認の手段として、戸籍の附票の写しの交付請求を行ったことが発端となった事案である。

審査請求人は、子又はその配偶者との間に起きている民事又は家事の問題を解決することや子の依存性及びある種の障害を抱えていることから本人の保護が必要であることを本件審査請求の目的であると述べているが、それらの問題については、審理員からも案内しているように、相応の相談機関や弁護士等

の法律の専門家へ相談し解決を目指すべきであると考える。

令和3年3月31日

川越市行政不服審査会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 佐 藤 恭 子

委 員 西 川 利 雄

委 員 林 和 彦